

第10次高齢者保健福祉計画

第9期介護保険事業計画

令和6年度～令和8年度

(2024年度～2026年度)

【概要版】

支え合い あたたかな地域の中で
自立した活力ある高齢者が暮らせるまち 東金

令和6年3月

東 金 市

1 計画策定の背景

我が国の高齢者人口は年々増加を続け、内閣府の発表では、令和4年10月現在において、総人口1億2,495万人に対し、65歳以上の人口が3,624万人、割合にして29.0%となっています。今後もさらに増加することが想定され、いわゆる団塊の世代が85歳以上になり、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年(2040年)頃には、高齢者人口がピークを迎え、介護・医療のニーズを有する高齢者の増加とともに、生産年齢人口の急速な減少も想定されています。

国は、令和22年(2040年)を見据え、医療・介護の複合的ニーズを有する慢性疾患等の高齢者の増加を踏まえた介護サービス基盤の中長期的な計画的整備とともに、地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組や介護人材の確保と介護現場の生産性の向上を図るものとしています。また、令和5年には認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に推進する「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が制定されました。

本市ではこれまで、令和3年度から令和5年度までの東金市第9次高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画において、高齢者が、可能な限り住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができるよう、地域包括ケアシステムの構築、推進を目指す施策を進めてきました。

本計画は、国の方向性及び市の現状を踏まえ、地域共生社会の実現に向けて、地域包括ケアシステムの深化・推進を一層図り、多様なニーズに応じた高齢者保健福祉施策及び介護保険事業の充実に努め、誰もが高齢になっても暮らしやすいまちを目指して、令和6年度から令和8年度までの3年間を計画期間とする「第10次高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画」として策定するものです。

2 計画の位置付け

(1)法令の根拠

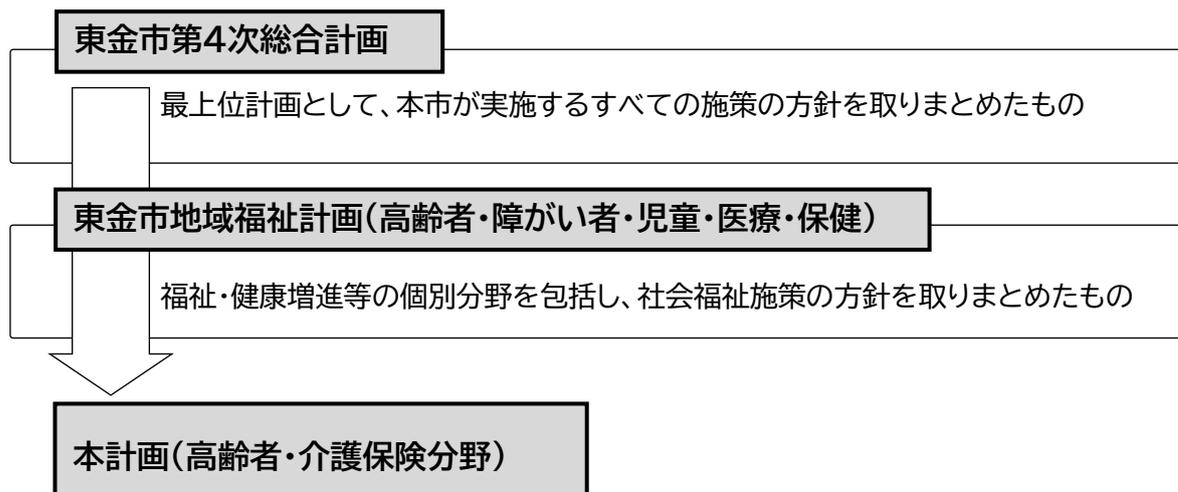
本計画は、老人福祉法第20条の8の規定に基づく「高齢者保健福祉計画」(法律上の名称は「市町村老人福祉計画」と、介護保険法第117条の規定に基づく「市町村介護保険事業計画」を一体的に策定するもので、本市における高齢者福祉施策及び介護保険事業を総合的かつ計画的に進めるための基本となる計画です。

- 東金市高齢者保健福祉計画(第10次) …老人福祉法 第20条の8
本市が実施・展開する高齢者福祉サービス等を中心に、中長期的な展望に基づく、高齢者施策を示します。
- 東金市介護保険事業計画(第9期) …介護保険法 第117条
国が示す基本指針に基づき、本市における介護保険事業の方向性及び推計事業量を示します。

(2)他の計画との関係

本計画においては、関連する法制度、国・千葉県の高齢者福祉及び介護保険に関する計画との整合を図ります。また、市政の基本指針である総合計画や、福祉分野に関する総合的な計画である地域福祉計画のほか、障がい者計画、障がい福祉計画・障がい児福祉計画、とうがね健康プラン21等の福祉や健康増進等に関する計画との整合性と連携を図ります。

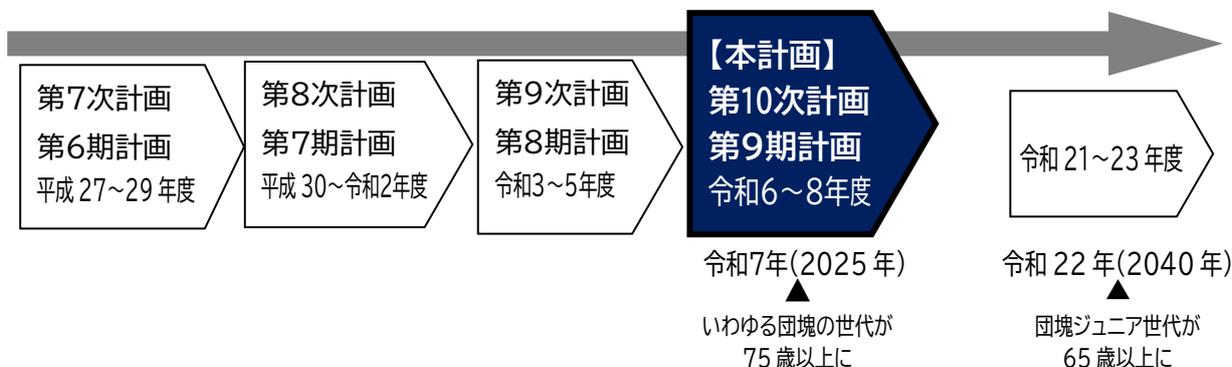
■本計画の位置付け■



3 計画の期間

「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」は、介護保険法の規定により3年を1期として定める必要があることから、この計画の期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間とします。

〈令和22年(2040年)に向けた中長期的な見通し〉



4 高齢者を取り巻く現状

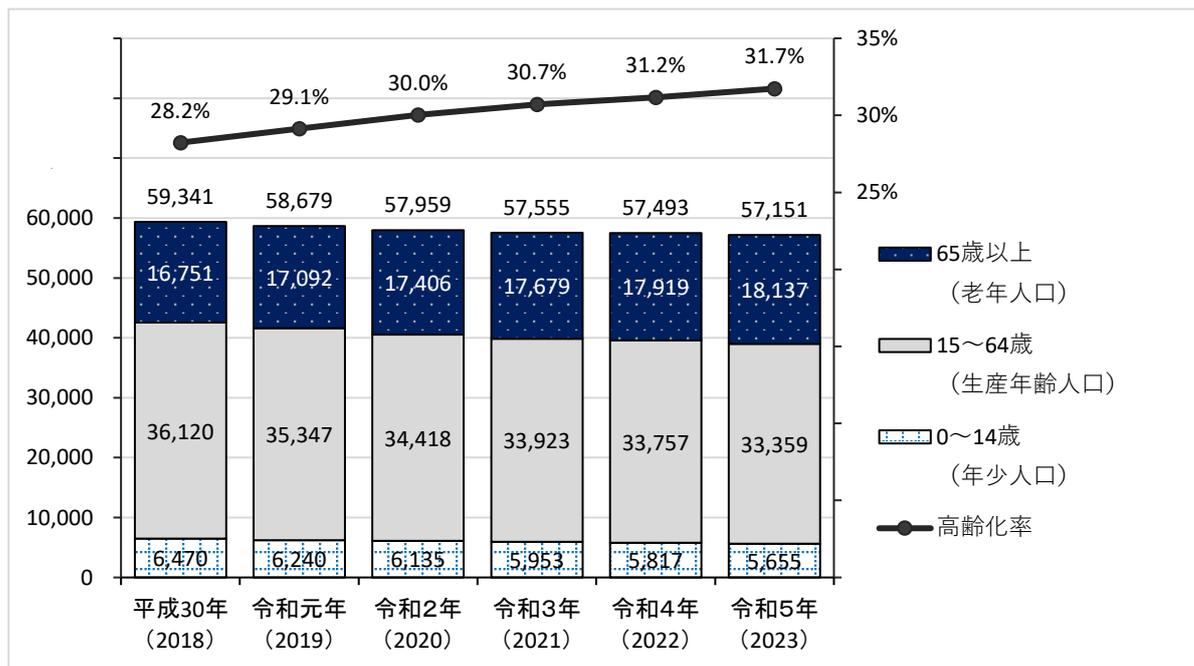
4-1 人口・世帯の現状

(1) 総人口・高齢者人口の状況

① 総人口の推移

本市の総人口は、平成30年以降、微減で推移しています。年少人口、生産年齢人口は減少傾向となっているものの、高齢者人口(老年人口)は増加傾向で推移しています。令和5年9月末日現在、総人口57,151人に対して、高齢者人口は18,137人、高齢化率は31.7%となっています。

■ 年齢区分別人口の推移



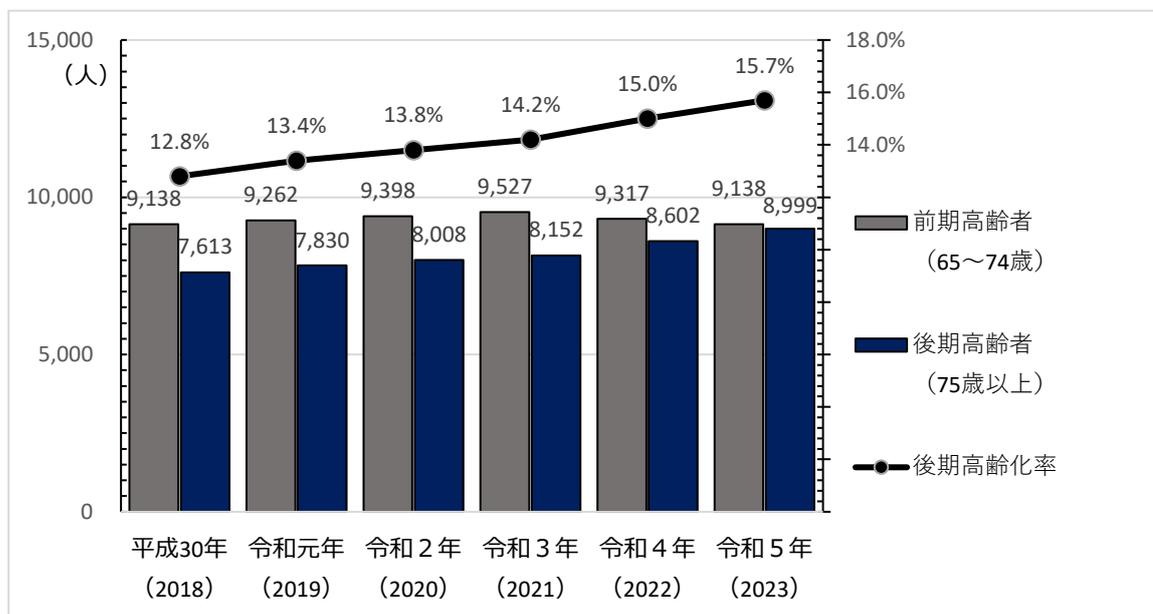
出典:住民基本台帳人口(各年9月末日)

② 高齢者人口の推移

高齢者人口の推移を前期・後期別にみると、前期高齢者は令和3年から減少に転じ、後期高齢者は増加が続いています。令和5年9月末日現在、前期高齢者が9,138人、後期高齢者は8,999人、後期高齢化率は15.7%となっています。

また、高齢者人口の推移を65歳～74歳、75歳～84歳、85歳以上の3区分で見ると、65歳～74歳はやや減少し、75歳～84歳及び85歳以上は増加が続きます。

■前期・後期別高齢者人口の推移



出典:住民基本台帳人口(各年9月末日)

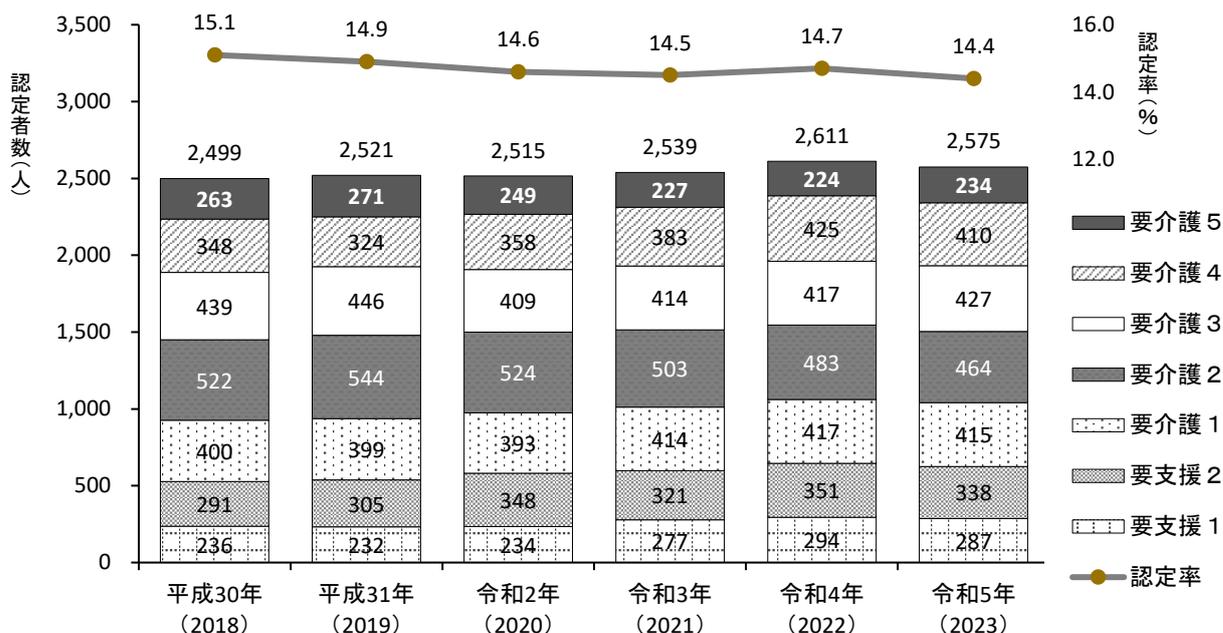
4-2 介護保険サービスの利用状況

(1) 要支援・要介護認定者数等の推移

① 要介護(要支援)認定者数の推移

要支援・要介護認定者数は、平成30年から令和3年までは横ばいで推移し、以後やや増加傾向となっており、令和5年3月末時点では2,575人となっています。

■ 要支援・要介護認定者数の推移

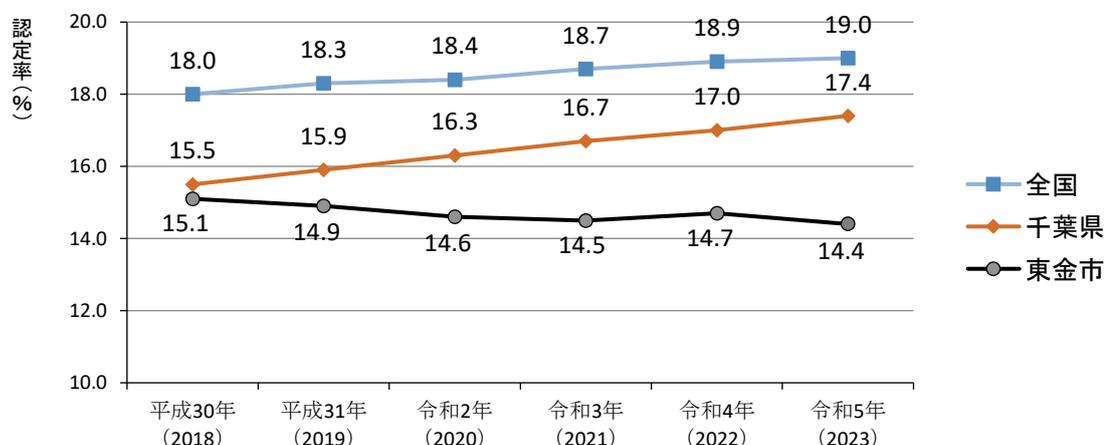


※認定率: 第1号被保険者に占める要支援・要介護認定者(第2号被保険者を除く)の割合
出典: 地域包括ケア「見える化システム」(各年3月末)

② 認定率の推移(市・県・全国比較)

認定率は、平成30年は15.1%でしたが、その後微減で推移しています。令和5年3月末時点では14.4%で、千葉県平均より3.0ポイント、全国平均よりも4.6ポイント低くなっています。

■ 認定率の推移



※認定率: 第1号被保険者に占める要支援・要介護認定者(第2号被保険者を除く)の割合
出典: 地域包括ケア「見える化システム」(各年3月末)

5 基本理念

支え合い あたたかな地域の中で 自立した活力ある高齢者が暮らせるまち 東金

本市では、令和3年3月に「東金市第4次総合計画」を策定し、目指すべき市の将来像として「豊かな自然と伝統を守り 未来へ続くMy City東金」を掲げ、その中で、「安心で健やかな暮らしを創る」ことを目指し、高齢者施策の充実に取り組んでいます。

本計画期間中の令和7年(2025年)には、いわゆる団塊の世代がすべて75歳以上になります。その後、令和22年(2040年)には、いわゆる団塊の世代が85歳以上になり、団塊ジュニア世代が65歳以上となることから、介護ニーズの多様化と、介護サービスの需要増加が想定されています。

こうした中、高齢者が住み慣れた地域で、自立し、いきいきと暮らし続けるためには、「健康寿命」の延伸が重要であり、地域の中でニーズに応じた適切なサービスが包括的に提供されることが大切です。

また、近年の社会情勢から、高齢者を公的な制度や福祉サービスだけで支えることは難しい状況となっており、高齢者を取り巻く生活課題に対し、きめ細かく対応するためには、地域で支えあう、地域共生社会を実現していくことが求められています。

本計画では、これまでの高齢者施策の継続性といった視点から、第9次(第8期)計画の基本理念や趣旨を踏襲するものとしており、地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた施策及び事業を展開してまいります。

6 基本目標と施策の体系

基本目標1

健康で自立した生活を継続できるまち

我が国の平均寿命は伸び続け、男性は81.05年、女性は87.09年(令和4年簡易生命表)となり、高齢期の期間が長くなってきています。この高齢期を心身ともに健康な状態で過ごす「健康寿命」の延伸は、活動的で自立した生活を送るため、大変重要なこととなっています。

高齢者一人ひとりが健康づくりの意識を持ち、こころと身体の健康管理を実践できるよう、高齢者自身の身近な地域での健康づくりや介護予防に関する取組を図っていきます。また、高齢者がこれまでに培った技能や経験を活かせる活動の場や高齢者のニーズを踏まえた学習や運動の機会をつくることで、高齢者が社会との関わりを保ち、生きがいを持って生活できるまちづくりを進めていきます。

施策1 健康づくり・介護予防施策の充実・推進

施策2 社会参加と生きがいづくりの推進

基本目標2

住み慣れた地域で支え合いながら暮らせるまち

今後一層の高齢化進展により、高齢者本人やその家族に関わる複雑化・複合化した課題の増加が想定されています。そのような中、高齢者が住み慣れた地域で安心して自分らしい生活を送ることができるよう、地域における相談支援体制や地域全体で互いに支え合う体制づくり、及び高齢者虐待防止や成年後見制度の利用促進など権利擁護の取組の充実を図っていきます。

また、医療と介護の両方を必要とする高齢者が住み慣れた地域で人生の最期まで暮らし続けられるよう、在宅医療と介護の一体的な支援の提供体制の構築を進めていきます。

施策1 地域における支援体制づくり

施策2 生活支援・支え合い活動の推進

施策3 高齢者の尊厳を守る支援体制の確立

施策4 医療と介護の連携の推進

基本目標3 高齢者にやさしい地域づくりの推進

高齢者が暮らしやすく気軽に出かけられるよう、バリアフリー化も含めた交通環境の整備や移動手段の確保を図るとともに、ライフスタイルやニーズに合った住みやすい居住環境の整備など、高齢者にやさしいまちづくりに取り組んでいきます。

また、高齢者にとって安全で安心できるまちとなるよう、地域での見守り活動や交通安全・防犯対策を進め、災害等が発生又は発生が想定されるときには、迅速で安全に避難できるよう地域での支援体制を構築していきます。

さらに、令和22年(2040年)に向けて85歳以上高齢者が増加していくことから、認知症予防への取組、支援体制の充実を図るとともに、地域において認知症に関する正しい知識と理解の普及啓発を促進し、認知症の人やその家族にやさしい地域づくりを進めていきます。

施策1 高齢者の住まい・環境づくりへの支援

施策2 地域の見守り・防災・防犯の推進

施策3 認知症施策の推進

基本目標4 介護サービスの充実と制度の安定的運営

高齢者が、介護や支援が必要になっても、可能な限り住み慣れた地域において生活ができるよう、ニーズを踏まえた必要なサービスが提供される体制の整備を図ります。

また、中長期的に見た高齢者人口の動向や、介護サービスのニーズを踏まえて、持続可能な介護保険制度の運営を可能としていくために、介護給付の適正化や介護人材の確保・育成・定着への支援を進めるとともに、介護サービスの質の向上に関わる介護現場の生産性の向上への取組を進めていきます。

施策1 介護等給付サービスの充実

施策2 人材の育成と資質向上、介護現場の生産性の向上

施策3 介護保険制度のよりよい運営

7 総人口及び高齢者人口等の推計

《高齢者人口等の推計》

単位:人

区分	実績			推計			
	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R22
総人口	57,555	57,493	57,151	57,040	56,894	56,705	50,959
65歳以上人口	17,679	17,919	18,137	18,370	18,529	18,676	18,854
65～69歳	4,439	4,297	4,226	4,197	4,167	4,078	4,232
70～74歳	5,088	5,020	4,912	4,658	4,437	4,260	3,689
75～79歳	3,258	3,502	3,683	4,041	4,384	4,682	3,406
80～84歳	2,353	2,473	2,611	2,718	2,743	2,742	3,089
85～89歳	1,491	1,554	1,598	1,628	1,635	1,708	2,465
90歳以上	1,050	1,073	1,107	1,128	1,164	1,206	1,973
40～64歳人口	19,435	19,426	19,259	19,070	18,938	18,808	15,382
計	37,114	37,345	37,396	37,440	37,467	37,484	34,236
高齢化率(%)	30.7%	31.2%	31.7%	32.2%	32.6%	32.9%	37.0%
後期高齢化率(%)	14.2%	15.0%	15.7%	16.7%	17.4%	18.2%	21.5%

資料:実績は住民基本台帳、推計はコーホート要因法に基づいた独自推計(各年10月1日現在)

《認定者数の推計》

単位:人

区分	実績			推計			
	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R22
要支援1	316	309	292	289	289	293	349
要支援2	351	351	360	368	373	382	453
要介護1	412	412	404	400	410	424	535
要介護2	521	516	524	527	533	545	662
要介護3	432	421	451	478	494	510	653
要介護4	429	416	411	420	430	444	582
要介護5	219	247	267	275	279	283	371
計	2,680	2,672	2,709	2,757	2,808	2,881	3,605

資料:実績は「介護保険事業報告」月報(各年10月1日現在)推計は「見える化システム」
※要支援・要介護認定者は第2号被保険者を含む

8 介護保険料

国は、介護保険制度の持続可能性を確保する観点から、今後の介護給付費の増加を見据え、第9期計画期間から第1号被保険者の保険料の段階について、標準9段階から標準13段階に改めました。

本市では、国と同様に高齢者の増加に伴う介護給付費の増加が見込まれる中、介護給付費準備基金の活用により、保険料の上昇を抑制します。

第9期(令和6年度～令和8年度)の

介護保険料基準額(月額)は、5,700円となります。

所得段階	対象者	基準額に対する割合(保険料率)	年額保険料	(参考)月額保険料
第1段階	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者であって世帯全員が市民税非課税の人及び世帯全員が市民税非課税で、前年の課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の人	0.455 (0.285)	31,122円 (19,494円)	2,593円 (1,624円)
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、前年の課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の人	0.685 (0.485)	46,854円 (33,174円)	3,904円 (2,764円)
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、前年の課税年金収入と合計所得金額の合計が120万円を超える人	0.69 (0.685)	47,196円 (46,854円)	3,933円 (3,904円)
第4段階	世帯の中に市民税課税の人がいるが、本人は市民税非課税で、前年の課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の人	0.9	61,560円	5,130円
第5段階 (基準額)	世帯の中に市民税課税の人がいるが、本人は市民税非課税で、前年の課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円を超える人	1.0	68,400円	5,700円
第6段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の人	1.2	82,080円	6,840円
第7段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	1.3	88,920円	7,410円
第8段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	1.5	102,600円	8,550円
第9段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の人	1.7	116,280円	9,690円
第10段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の人	1.9	129,960円	10,830円
第11段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の人	2.1	143,640円	11,970円
第12段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の人	2.3	157,320円	13,110円
第13段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が720万円以上の人	2.4	164,160円	13,680円

※第1～3段階の保険料については、公費による軽減措置を実施し、()内の保険料率及び額となります

9 介護保険制度の円滑な運営

(1)地域密着型サービス

地域密着型サービスの充実により、市内にお住まいの方が、住み慣れた地域で生活を続けられるような体制整備を図ります。

(2)施設・居住系サービス

特別養護老人ホームを中心とする施設サービスについては、今後の要介護認定者数が横ばいの推計であること、及び本市とその周辺において特別養護老人ホームの整備が進んでいることなどから、第9期計画期間においては、整備を予定しないこととします。

しかしながら、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年(2040年)など中長期的に展望すると、特別養護老人ホームの需要は、より増えていくことが想定されるため、令和9年度からの次期計画での整備について検討していきます。

10 介護給付適正化の方針

(1)介護給付適正化計画の位置づけ

本市では、国及び千葉県の「介護給付適正化計画」に基づき、介護給付適正化を図るため、下記主要3事業について目標値を定め、第9期計画においても引き続き取組を行うことで、効果的な事業の実施を図ります。

① 要介護認定の適正化

要介護認定の適正化については、認定調査全件のチェックを行います。また、認定調査員の資質向上のため、研修会への参加機会を確保します。

② ケアプラン等の点検

ケアプランの点検については、介護支援専門員の「気づき」を促し、資質向上を図るため、問題点や課題を共有しながら行います。

また、住宅改修等の点検については、事前申請時の書面審査だけでなく、必要に応じて訪問調査を実施し、利用者の実情を確認したうえで給付の決定を行います。

③ 医療情報との突合・縦覧点検

医療情報との突合・縦覧点検については、千葉県国民健康保険団体連合会

からの情報をもとに、サービスの整合性や算定日数等を点検し、誤請求や重複請求があった場合には事業所へ過誤申立等の指導を行い、適正な給付を実施します。

なお、介護給付費通知についても、サービス利用者を利用実績の確認を促し、第8期に引き続き、事業所の架空請求や過剰請求の防止を図ります。

11 円滑な事業運営の推進

本市では、市民をはじめ、事業者や協力団体、関係機関等との連携を引き続き図ることで、介護保険の事業が滞ることなく運営できる環境を整備していきます。

12 日常生活圏域の基本的な考え方

本市では、地理的条件や人口、交通事情、介護保険施設の整備状況などの諸条件を勘案し、市内に2つの日常生活圏域を設定し、日常生活圏域ごとに1か所ずつ、地域包括支援センターを設置しています。

○第1生活圏域 … 東金市西部地域包括支援センター

○第2生活圏域 … 東金市東部地域包括支援センター



第1生活圏域	
高齢者数	9,554 人
高齢化率	30.5%

第2生活圏域	
高齢者数	8,583 人
高齢化率	33.2%

令和6年3月

第10次高齢者保健福祉計画
第9期介護保険事業計画

発
編

行:東金市
集:市民福祉部 高齢者支援課
〒283-8511 千葉県東金市東岩崎1番地1
TEL:0475(50)1219(直通)